

(お知らせ)

福島第二原子力発電所 1号機における
原子炉格納容器内雰囲気モニタの計測不良の調査結果について

平成 17 年 6 月 2 日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

当所 1 号機（沸騰水型、定格出力 110 万キロワット）につきましては、平成 17 年 4 月 23 日より調整運転中ですが、5 月 16 日および 17 日に実施した原子炉格納容器内雰囲気モニタ* の定例点検において、当該モニタへの流量が確認できなかったため調査を実施していたところ、5 月 24 日午後 10 時頃、当該モニタに空気を取り込む配管入り口に閉止栓が取り付けられたことにより、当該モニタが計測できない可能性があることを確認いたしました。

このため、5 月 25 日午前 10 時 35 分、原子炉を停止し当該系統の点検を行うことといたしました。

なお、本事象による外部への放射能の影響はありません。

(平成 17 年 5 月 25 日お知らせ済み)

原子炉を停止後、原子炉格納容器内雰囲気モニタ系統（A系、B系）について点検した結果、両系統とも当該モニタに原子炉格納容器内の空気を送り込む配管入り口に閉止栓が取り付けられており、当該モニタに空気を送り込むことができない状態になっていることを確認いたしました。

当該系統については、閉止栓を取り外し、当該モニタが正常に計測できることを確認しております。

(添付「原子炉格納容器内雰囲気モニタ系統概略図」参照)

閉止栓が取り付けられていた原因について調査したところ、次のことがわかりました。

- ・原子炉起動前の総点検において、作業員が用途不明の設備（電線管および配管等）を確認した。電線管については、現在使用していないものであることを確認したが、配管については、配管入り口が上部を向いていること、および通常の計測用配管とは異なる形状（ねじ切り）をしていることから使用していないものと誤解しやすい環境となっていた。また、電線管の近傍にあったことから、同様に現在使用していないものであると思い込んでしまった。
- ・当社社員は、作業員から用途不明の設備（電線管および配管等）を確認し調査した結果、現在使用していない配管であると口頭で報告を受けたが、その内容に対して現場の確認等を行わないまま了解してしまった。

対策として、次のことを実施いたします。

- ・ 識別を容易にするために、原子炉起動前までに当該配管の上部を向いている箇所のみを撤去するとともに、配管入り口近傍に配管番号を表示する。また、電線管等の不用品についてはその旨表示する。さらに、設備の改造工事等において、使用しない設備の一部を撤去せず残す際は、不用品であることを表示を行うことを作業仕様書に記載する。
- ・ 原子炉起動前の総点検において、設備の変更を伴う作業は行わないことを要領書に記載する。また、作業員が用途不明の設備を確認した際は、要望事項および推奨事項をその都度作成し、当社へ提出したうえで内容を協議して処置を実施する。
- ・ 当社社員および作業員に対し、指示内容を正確に伝えるためには指示事項の相互確認が必要であること、および現場確認が重要であることを周知徹底する。

今後、準備が整い次第、原子炉の起動操作を開始いたします。

なお、当社原子力発電所においては、発電所の透明性確保のため全ての不適合事象を公表しております。本事象については、5月16日および17日に実施した定例点検における当該モニタの流量が確認できなかった時点で、不適合情報の処理を速やかに開始し、情報公開を行うべきでしたが、原因究明を優先したことからこれが遅れ、不適合の程度が判明した（原因が確認できた）段階での5月25日の公表となりました。

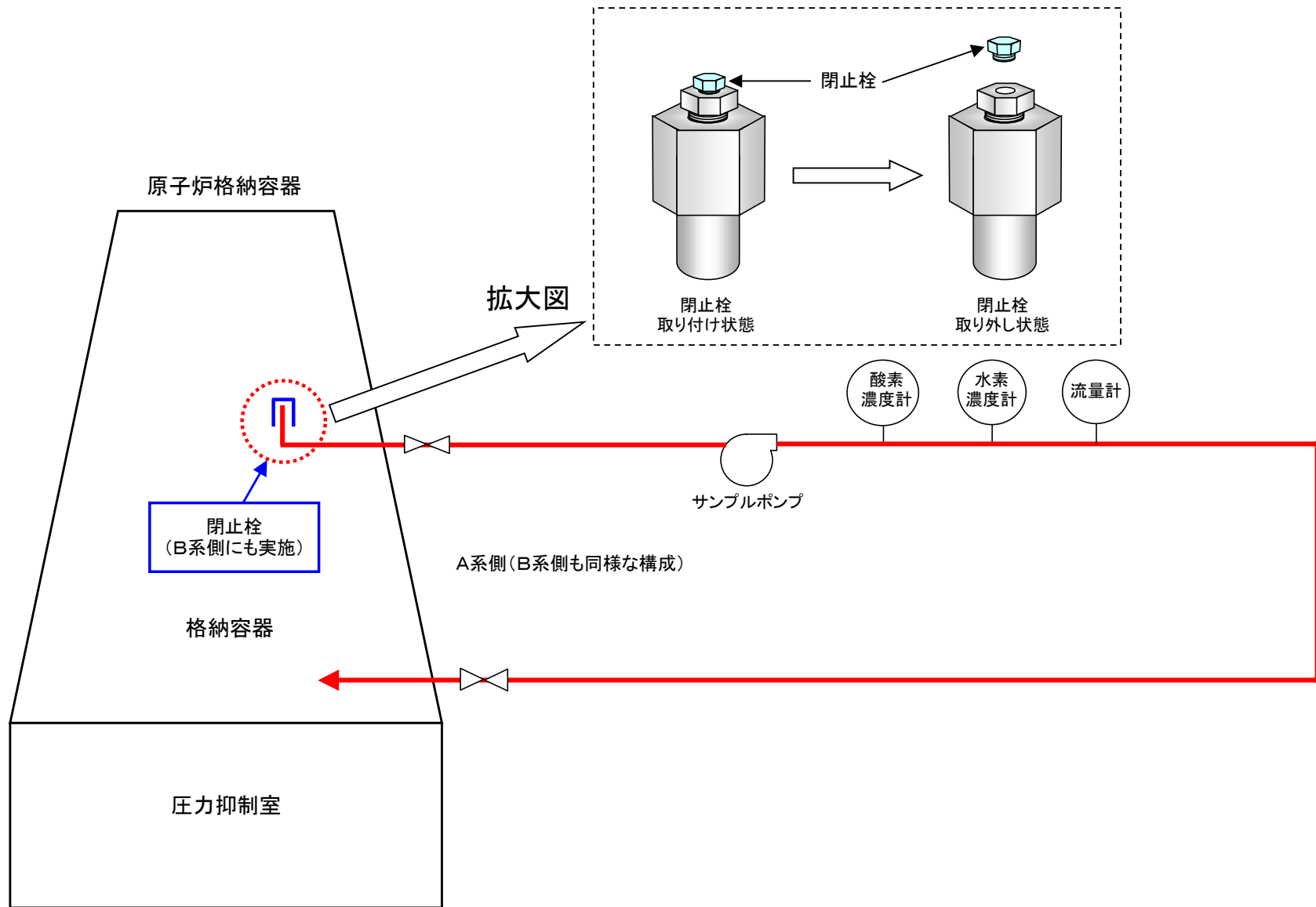
本事象のように原因究明に時間を要する場合には、原因の確認を待たず、不適合情報の速やかな処理を図ることを当社社員および協力企業へ再度、周知徹底いたします。今後とも、迅速な情報公開に努めてまいります。

以上

*：原子炉格納容器内雰囲気モニタ

原子炉事故時に原子炉格納容器内の水素および酸素濃度を計測する設備（A系とB系の2系統ある）。なお、通常運転時は、別の系統にて格納容器内の酸素濃度を計測している。

（お問い合わせ先）
福島第二原子力発電所
広報部
TEL 0240-25-1353



原子炉格納容器内雰囲気モニタシステム概略図